

◆社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

第十九条 削除

◆社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令 （抜粋）

（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第十八条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

○草津市社会教育委員設置条例

昭和37年6月15日

条例第16号

改正 平成12年3月24日条例第1号

改正 平成26年4月1日条例第 号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第15条の規定により、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者

(定数)

第3条 委員の定数は20人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、欠員によつて補充した委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(委員長および副委員長)

第5条 委員は互選により委員長および副委員長それぞれ1人を選任する。

2 委員長および副委員長の任期は、委員の任期とする。

3 委員長は会議を主宰する。副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときまたは欠けたとき、これを代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員の設置に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

※付則省略